

第3子以降学校給食費補助金制度のお知らせ

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、下記要件を満たす児童生徒を養育する保護者に対して、第3子以降学校給食費補助金を交付します。

【補助金の対象となる要件】

- ① 児童生徒及び保護者が町内に住所を有していること。
- ② 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から数えて3人以上児童生徒を養育している保護者であること。私立小中学校に在学している場合も対象です。
(対象生年月日：平成23年4月2日から令和2年4月1日)
- ③ 該当する第3子以降の児童生徒の学校給食費が徴収されていること。
※第3子以降の児童が町立小学校に在籍している場合、学校給食費の徴収がないため、第3子以降学校給食費補助金は対象外となります。(義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部に在学されている児童も同じです。)
- ④ 保護者及びその世帯において、学校給食費や町税等に滞納がないこと。
- ⑤ 国または地方公共団体の負担において学校給食費の全額援助を受けていないこと。
※生活保護・就学援助等を受けている場合は、対象外となります。

【補助対象の例】 ○囲みは該当 ×は非該当

	第1子	第2子	第3子	第4子	補助対象となる児童・生徒
例1	中学3年	中学2年	中学1年	なし	中学1年が対象
例2	中学3年	中学1年	町立小5年 ×	なし	補助対象なし
例3	高校3年	中学3年	中学2年 ×	中学1年	中学1年が対象
例4	中学3年	中学1年	私立小5年	なし	私立小5年が対象
例5	高校3年	中学3年	中学1年 ×	なし	補助対象なし

【補助金額】

該当する第3子以降の児童または生徒が在籍する学校における学校給食費に相当する額。

年度途中での転入・転出や実際の負担額が少ない場合は補助金額が減額となります。

※町立中学校に在籍している生徒は、令和8年度第1期から第4期分24,000円が給食費無償化となっておりますので、その額は補助金額から減額します。

裏面へ続きます

【申請期間】

令和8年9月1日（火）から令和9年1月29日（金）まで
（窓口での受付は土日祝日を除く、9時00分から16時30分まで）

【申請方法】

電子申請または窓口へ持参



←電子申請はこちら

【申請場所】

松伏町役場第二庁舎2階 教育総務課窓口
学校給食センター

※窓口にて申請書を記入される方は振込先口座の通帳又はカードをお持ちください。

【交付方法】

申請書へ記入された指定口座に振り込みます。

お問い合わせ先

松伏町学校給食センター

電話 048-992-2161